

(特活) アジア・コミュニティ・センター21
2018年度 事業計画

I. 事業の実施方針

ACC21 では、2016 年度に 2016～2018 年度の中期事業計画を立て、2018 年度は最終年度になる。事業を実施するにあたっては、以下を基本方針とする。

1. 基本的に中期事業計画に沿った形で事業を行う。
2. 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)の理念と、掲げられた 17 の目標とターゲット 169 のうち、ACC21 が実施する事業を通じて関連目標の達成に寄与する。
3. 社会経済環境の新しい変容に対応し、2019 年度以降の事業計画の開発に向けた準備、そして一部取り組みを始める。
4. ACC21 の持続的な発展を図るため、寄付者、賛助会員個人々人との関係を大切に、真に市民社会に支えられた組織に変容していく最大限の努力を行う。
5. ACC21 がこれまで培ってきたアジア各国の NGO との協力関係/ネットワークを資産として、この資産を、支援を必要とする地域住民の貧困削減等に役立て、ACC21 が掲げるビジョン「アジアの人々が共に生き、支え合う、世界に開かれた、公正で平和な社会」の実現に向けた活動をさらに促進する。

上記の方針 1 については、2016～18 年度に集中的に取り組む活動として、以下を取り上げた（中期事業計画より）。

- ・新規事業開拓（権利を奪われた貧困家庭の子ども・青少年の支援（仮称）、権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援（仮称））
- ・公益信託制度の普及・啓発
- ・政策提言
- ・日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進

方針 1 の新規事業開拓では、方針 2 との関係性を持たせ、国連の SDGs に沿った形で、その理念「地球上の誰一人として取り残さない」を実践すべく、社会の最底辺に置かれた子どもの権利を取り戻す活動、そして社会的性差で苦しめられる女性の支援に重点を置く。

また、SDGs の目標とターゲットとの関係については、その内容を精査・確認し、ACC21 の事業全体に反映するよう試みる。

方針 3 については、社会的責任および SDGs への関心をこれまで以上に高めている企業との連携を図り、方針 5 で述べている ACC21 の持つ資産を共有する形で、事業を進める。

方針 4 については、これまで以上に個人の寄付者や賛助会員との関係を大切にして、幅広い市民によって支えられる組織作りに向けた努力を行う。そして事業においては、日本国内の支援者とアジアの途上国の人々との橋渡しの役割を果たす。

方針 5 については、ACC21 がこれまで培ってきた、アジアの NGOs との協力関係/ネットワークを最大限活かし、私たち創設者が発足時に掲げた上記のビジョンを確認し、そのミッション（「4つの流れ」の促進とひとづくり）を遂行する。

2018 年度は、以上の方針にしたがって、以下に掲げる事業を実施する。

II. 2018 年度の事業計画

[1] 事業

1. 貧困層および基本的人権を奪われた人々への資金およびその他支援事業（資金の流れ）

- (1) ACT 事業推進（継続）
- (2) 今井基金・川上基金事務局活動（継続）
- (3) 権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラム「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と市場開拓を通じた地場産業の育成と女性のエンパワメント」（継続）
- (4) 権利を奪われたストリート・チルドレン支援プログラム

2. 関係団体間および人の交流および協力・協働関係の構築事業（ひとの流れ）

- (5) 日比 NGO 協働推進（継続）
- (6) 日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進（継続）

3. 知識・情報の普及推進事業（知識・情報の流れ）

- (7) 広報・啓発事業
アジアの草の根の動向（NGO、民衆）に関する情報収集と発信（継続）

4. 政策・制度変革のための提言事業（政策・制度変革の流れ）

- (8) 政策提言（継続）

5. 国際協力を携わる人材育成（ひとづくり）

- (9) 「アジア社会起業家育成塾」（旧・第 2 次「アジア NGO リーダー塾」（2014 年～2018 年度、継続）

6. 調査研究事業

アジアの NGO での新しい動きや革新的活動を行う NGO をテーマにした調査研究を予定するが、財源確保を前提とする。

[2] 組織運営

(1) ガバナンス（理事の構成と監事の役割）

2 名ほどの新理事を迎え、新しい発想と、多様な知見・経験を有する理事によるガバナンスをめざす。

(2) 財政基盤強化

収益に占める自己財源比率 60%の達成をめざす。

- ① 個人賛助会員、寄附者の拡大（戸別訪問、クラウド・ファンディングその他の活用）
- ② 事業実施のための民間助成金の確保
- ③ 企業との連携を通じた事業収入の開拓
- ④ 企業の賛助会員、寄附の確保

(3) 事務局体制の拡充

- ① 職務分担（責任体制）の明確化
- ② 福利厚生の実施

III. 2018 年度に実施する事業（詳細）

1. 貧困層および基本的人権を奪われた人々への資金およびその他支援事業（資金の流れ）

(1) ACT 事業推進（継続、受託事業）

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト (ACT) の事務局として以下の活動を行う。

- 1) アジア各国からの申請事業に関わる一連の事務局作業
- 2) 特別基金、一般基金拡大のための広報・渉外活動(ウェブサイトの運営、広報ツールの刷新、報告会・セミナー活動など)
- 3) 基金設定者、寄付者、賛助会員との連絡維持
- 4) 受託行との連絡維持・調整活動
- 5) その他 ACT の事業推進に必要な活動

(2) 公益信託 今井記念海外協力基金、公益信託 川上甚蔵記念国際文化教育振興基金 事務局活動（継続）

2 つの公益信託の広報と申請書の募集、提出された申請書の整理、諮問／運営委員会提出用資料の作成、助成決定後のフォロー活動等の事務局活動を行う。

(3) 権利を奪われた貧困家庭の女性の社会主流化支援プログラム

スリランカ東南部の対象地では、とくに少数民族のグループ(タミル人、イスラム教徒)の女性たちは正当な扱いを受けておらず、周縁化されている。貧困(1日2ドル以下)と教育の欠如により、日雇いや工場労働の他に生計手段の選択肢はなく若年女性は早婚の後、離婚し置き去りにされている。女性をエンパワーするためには、経済力の強化と共に、当事者の組織力、提言力の向上と合わせて行うことが重要であるという認識のもと、スリランカ現地 NGO「ウバ・ウェラッサ女性団体」(Uva Wellassa Women's Organisation (略称 UWWO))と連携し、ウバ州モナラガラ県ウエラワヤ DS 地区を中心に、次の事業を実施する。

「スリランカ女性住民組織による共同農業ビジネス開発と市場開拓を通じた地場産業の育成と女性のエンパワメント」

地域の女性組織 18 団体を束ねる UWWO の事務所敷地内に「マーケティング・センター」を設立し、メンバー農家が栽培する農産物の 75%を同センターに卸すことにより、仲買人に依存せず、直接市場を開拓して生産者により多くの利益をもたらすシステムをつくる。

2017 年度は、農家 780 世帯の関連データ収集・分析、農産物を加工・保管する建物の建設、ピーナッツ皮むき機械の導入、品質管理、包装、記録などのトレーニングを行った。従来の仲介業者買い取り業者の開拓を継続し、2017 年 11 月末時点で 10 組織の生産農家がピーナッツ計 41.8 トンをセンターに販売することに同意している。

2018 年度は、18 の各女性組織の農産物生産・販売計画策定、センターの人材能力向上トレーニング(倉庫管理・記録、購入・販売記録など)、センター設備改善などを行う。

(4) 権利を奪われたストリート・チルドレン支援プログラム

本プログラムは、フィリピンのマニラ首都圏、とくにマニラ湾近くのマニラ、マラテ、エルミタの3地区の路上で生活する、子どもとして享受できる権利を奪われたストリート・チルドレンを対象にするものである。フィリピン主要都市の子ども・若者人口の1~3%がストリート・チルドレンと言われ、マニラ首都圏では約 5~7 万人の子どもや青少年が路上生活を余儀なくされている。

2018 年度は、長年にわたりストリート・チルドレンの支援活動を行ってきた現地 NGO「チャイルドホープ」(Childhope Asia Philippines)と連携し、次の2つの相互に関係ある事業を実施する。

ひとつは、家庭が貧困で学校へ行けず、路上で 1 日の大半を過ごす子どもたちに対し、チャイルドホープに所属する教師が代替教育を、社会福祉士がカウンセリング活動を路上や公園等で行う事業。もうひとつは、政府の職業訓練機関の協力を得て、上記の路上教育に参加していた子どもの中から一定の年齢や基準を満たした青少年に職業技術の研修の機会を提供し、就職斡旋の補助をする事業。いずれの事業も、日本の次世代を担う若者の参加を得て、若者とストリート・チルドレンとの交流、体験学習を合わせた支援事業を行う。

2. 関係団体間および人の交流および協力・協働関係の構築事業（ひとの流れ）

(5) 日比 NGO 協働推進（継続）

- 1) 日比 NGO ネットワーク(JPN)の事務局活動(受託)
- 2) 日比両国間の国際協力に関する情報提供

(6) 日本企業との連携による途上国地域開発事業の推進

フィリピン CARD MRI やアジアの現地 NGO と協力し、日本企業、日本企業の海外現地法人との連携により、現地零細・小企業や地場産業発展に必要な技術や人材の育成に資する地域開発事業のモデル開発を行う。

3. 知識・情報の普及推進事業（知識・情報の流れ）

(7) 広報・啓発事業

アジアの草の根の動向(NGO、民衆)に関する情報収集と発信

- ① ニュースレター(ウェブサイト、メールマガジン)
- ② セミナー開催(主としてアジアに投資する企業の関係者、一般市民を対象に)

4. 政策・制度変革のための提言事業（政策・制度変革の流れ）

(8) 政策提言（JANIC、国際連帯税フォーラム、NGO-労働組合国際協働フォーラム等への参加・提言活動）（継続）

(特活)国際協力 NGO センター(JANIC)、日比 NGO ネットワーク(JPN)、国際連帯税フォーラム、NGO-労働組合国際協働フォーラム等に参加し、メンバー団体と連携し、途上国の人々の人権や政府開発援助(ODA)、その他をテーマとした政策提言活動において、応分の役割を果たす。

5. 国際協力に携わる人材育成（ひとづくり）

(9) 「アジア社会起業家育成塾」(旧・第 2 次「アジア NGO リーダー塾」)（継続）

本事業は、2009-2013 年度に実施した(第 1 次)「アジア NGO リーダー塾」事業を基礎に、これまでの成果と課題を踏まえ新 5 年計画の下で 2014 年度に開始された。

日本が地理的、歴史的、経済的にも深いつながりを持つアジアを舞台に、『市民の立場から 21 世紀のアジア社会のビジョンを描き、デザインし、アジアの民衆・市民そして地元 NGOs と協働関係を作り、政府・企業セクターとも協力関係を構築し、社会的公正に裏付けされた活力溢れるアジアの地域社会づくりを行う』社会起業家(NGO リーダー)の育成を行う。

6. 調査研究事業

アジアの NGO での新しい動きや革新的活動を行う NGO をテーマにした調査研究を予定するが、財源確保を前提とする。

以上